

# 仙台市立宮城野中学校いじめ防止基本方針

2014.3.1

## I 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立宮城野中学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立宮城野中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）をここに策定する。

## II 基本的考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

#### 【いじめの防止等に関する基本理念】（法第3条より）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

#### 【いじめの定義】（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識を持って、対応に当たる。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に以下のようなことに留意して、「いじめのない宮城野中学校を目指して」、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

## (1) いじめの防止

### 【いじめのない学校づくりの基盤】

生徒一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に、「道徳」「総合的な学習の時間」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を生徒自身が深く考える機会を設けることや、生徒のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

### 【啓発活動】

学校だよりや生徒指導だより、保護者会等によって、いじめの問題についての保護者や地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

### 【研修】

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある生徒がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

## (2) いじめの早期発見

### 【アンテナを高く】

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

### 【相談体制の構築】

日頃から、生徒や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全生徒アンケート調査や全学年での面談による教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたることが重要である。

### 【校内体制づくり】

いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

## (3) いじめへの対処

### 【初期対応】

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、教育相談担当教諭、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。
- ② いじめられた生徒及びいじめた生徒への対応は、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

### 【事後対応】

- ① いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いていたたり、解決はしたが、生徒の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行う。
- ② 進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。
- ③ いじめられた生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

- ④ いじめた生徒には、いじめられた生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように日常的に指導を継続する。

#### (4) 家庭や地域との連携

##### 【家庭や地域との連携】

- ① いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。
- ② いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、生徒の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、本校の故郷復興プロジェクトによる取組、学校支援地域本部との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

#### (5) 関係機関との連携

##### 【関係機関との連携】

- ① いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。
- ② 特に本校においては、宮城野中学校区地域ぐるみ生活指導連絡会議を中心に、グラウンド前交番、仙台東署、児童相談所、中央市民センターなどとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

### Ⅲ いじめの防止等のための対策の内容

#### 1 いじめの防止等の対策のための組織

##### (1) 「宮城野中学校いじめ防止等対策委員会」(以下「学校対策委員会」という。)

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため学校対策委員会を設置する。

##### 【委員会の構成】

校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※ なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

##### 【主担当者】生徒指導主事、教育相談担当

##### 【学校対策委員会の所掌事項】

ア 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認

イ いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検と評価

ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認

エ いじめの事案が発生した場合の対処(事実関係調査、対応や指導等の方針決定など)

オ その他いじめの防止等に関する重要事項

## (2) 宮城野中学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合の組織

校長は、「宮城野中学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を母体にし、

学校評議員、PTA本部役員、学校医などの学校以外の委員を加える

など公平性・中立性の確保に努めた構成により、「宮城野中学校いじめ調査委員会」（以下「学校いじめ調査委員会」という。）を設置して調査を行う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1) 日常的ないじめ防止策（例）

#### 【その1】

いじめについて生徒自らが深く考える機会とすることを目的として、例年11月の「いじめゼロ・キャンペーン」期間中の自主的な取組について、生徒会による活動を促し支援する。

#### 【その2】

生徒がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳」や「総合的な学習の時間」などを活用して、学校全体で取り組む。

なお、実施にあたっては、各学年の年間指導計画を策定し、計画的に取り組むものとする。

#### 【その3】

いのちの尊さ、いじめの理解を促すため、避難訓練を行う毎年6月に、「いのち・人権を考える作文づくり週間」を設け、全校集会や学校だより等で優秀作品を紹介する取組を行う。

#### 【その4】

いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて、学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。

#### 【その5】

いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催により校内研修を行う。

実施にあたっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画のうえ、年度当初に年間計画を作成することを基本として実施する。

## (2) いじめの早期発見

いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、生徒、保護者等に周知を図る。

### 【生徒からの相談】

- ① 生徒からの相談 ⇒ 担任、養護教諭、スクールカウンセラー
- ② 保護者、地域住民からの相談 ⇒ 教頭、教育相談担当教諭、生徒指導担当、担任

### 【いじめ実態把握調査】

いじめ実態把握調査等、全生徒対象の本校独自のアンケート調査を毎年6月に実施する。

### 【教育相談】

いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、夏休み期間中に生徒及び保護者との面談を実施する。

### 【情報収集】

いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

### 【チェックリスト表】

具体的には、学校対策委員会が作成した「宮城野中学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。

## (3) いじめへの対処

### 【いじめ対応マニュアル】

事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する対処にあたっては、学校対策委員会が作成した「宮城野中学校いじめ対応マニュアル」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、学校対策委員会を中心に、適切に対応する。

### 【いじめの指導記録】

いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

## (4) 地域や家庭との連携（例）

### 【啓発活動】

P T Aや健全育成団体との共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を計画する。特に今日的な問題となっている、インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。

### 【広報活動】

学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だよりで保護者、地域の方々へ周知する。

### 【「児童生徒による故郷復興プロジェクト」】

本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において、「自分たちが地域のためにできること」をテーマに、生徒による地域へのボランティア活動、生徒と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。具体的には、毎年度の故郷復興プロジェクトにおいて、企画・実施する。

## (5) 関係機関との連携

いじめを含めた生徒の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成事業などを、宮城野中学校区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

【いじめの重大事態】法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【上記の場合の例】

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

などが考えられる。

### (2) 重大事態の発生と調査

【重大事態の発生】

- ①重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

【調査の主体】

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、

学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

【調査の仕方】

市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。  
また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

**【参考】**

**《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より**

**(1) 学校が主体となって調査を行う場合**

**【対象事案】**

- ① いじめにより、当該学校に在籍する生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- ② いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

**【調査組織】**

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA本部役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

**(2) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合**

**【対象事案】 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案**

従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

**【調査組織】**

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

**(3) 調査結果の提供及び報告**

**【調査結果の提供】**

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

**【調査結果の報告】**

調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

#### 4 その他の重要事項

- ① 学校基本方針は、学校ホームページに掲載する。
- ② いじめ実態調査の結果については、自己点検・評価を行い、必要に応じて学校評議員、PTA本部役員から意見をいただく。
- ③ 必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行う。また、その中で、学校基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。



## 別添資料 1

# いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

## 目 次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**2** この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

**3** この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

**4** この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### （基本理念）

**第三条** いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

**2** いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

**3** いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （いじめの禁止）

**第四条** 児童等は、いじめを行ってはならない。

### （国の責務）

**第五条** 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第六条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (学校の設置者の責務)

**第七条** 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

**第八条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (保護者の責務等)

**第九条** 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### (財政上の措置等)

**第十条** 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

#### (いじめ防止基本方針)

**第十一条** 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
  - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### (地方いじめ防止基本方針)

**第十二条** 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### (学校いじめ防止基本方針)

**第十三条** 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### (いじめ問題対策連絡協議会)

**第十四条** 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものと

する。

- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

#### (学校におけるいじめの防止)

**第十五条** 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (いじめの早期発見のための措置)

**第十六条** 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### (関係機関等との連携等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

#### (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

**第十九条** 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インター

- ネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

**（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）**

**第二十条** 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

**（啓発活動）**

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## **第四章 いじめの防止等に関する措置**

**（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）**

**第二十二条** 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

**（いじめに対する措置）**

- 第二十三条** 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

**(学校の設置者による措置)**

**第二十四条** 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

**(校長及び教員による懲戒)**

**第二十五条** 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

**(出席停止制度の適切な運用等)**

**第二十六条** 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

**(学校相互間の連携協力体制の整備)**

**第二十七条** 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするために、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## **第五章 重大事態への対処**

**(学校の設置者又はその設置する学校による対処)**

**第二十八条** 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
  - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

**(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)**

**第二十九条** 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (公立の学校に係る対処)

**第三十条** 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### (私立の学校に係る対処)

**第三十一条** 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

**第三十二条** 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」とする。

とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

**(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)**

**第三十三条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

**(学校評価における留意事項)**

**第三十四条** 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

**(高等専門学校における措置)**

**第三十五条** 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

**(検討)**

**第二条** いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

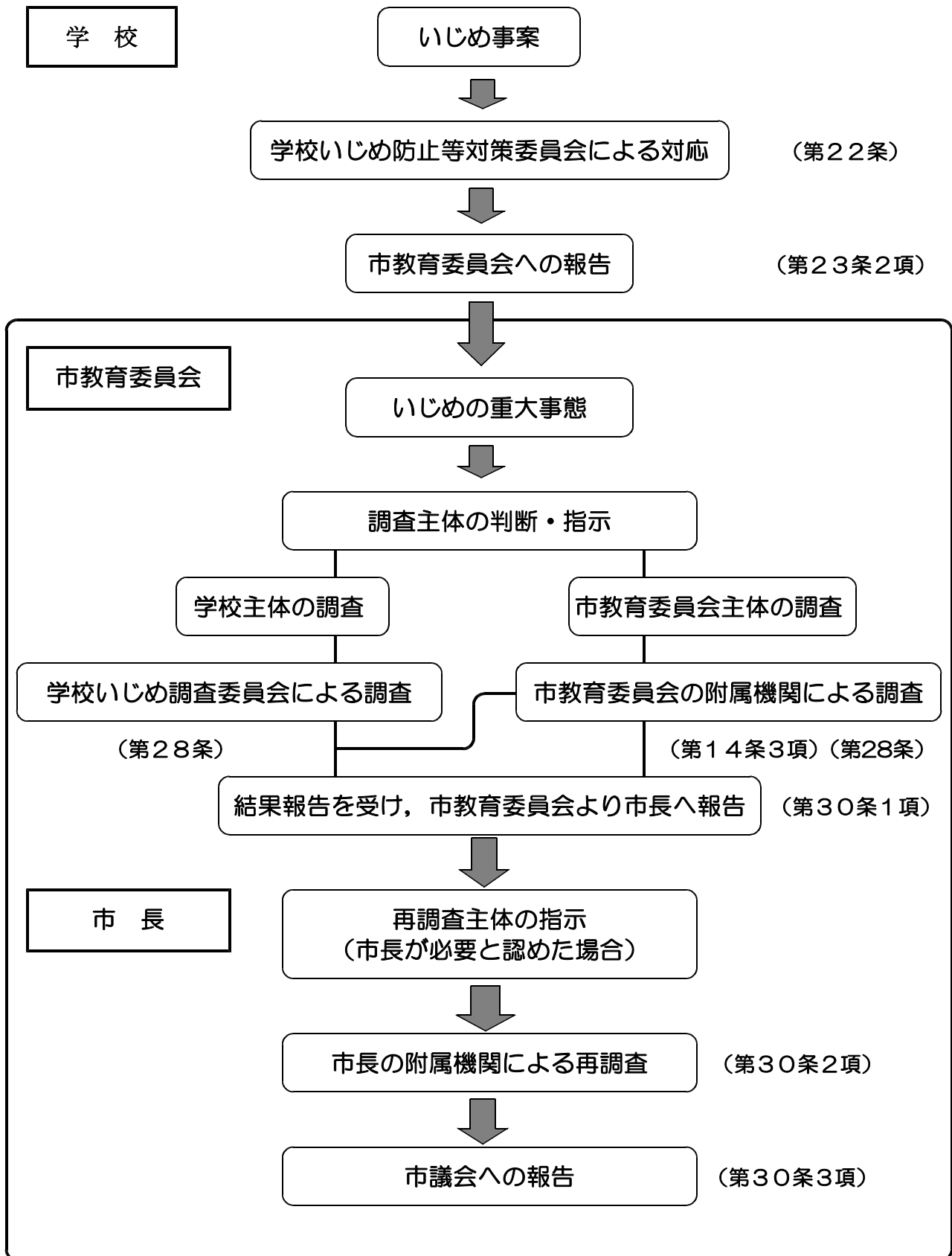
- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

## 理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別添資料 2

重大事態発生時の対応の概要



※ ( )内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す。



## 宮城野中学校いじめ防止対策委員会規約

### (目的)

#### 第1条

この規約は、いじめ防止推進対策法（以下「法」という。）第22条に基づき、いじめ防止等に関する取組を実効的におこなうために設置される、宮城野中学校いじめ防止対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）の必要な事項を定めるものとする。

### (学校対策委員会の設置)

#### 第2条

宮城野中学校において、いじめ防止等に関する取組を実効的におこなうために宮城野中学校いじめ防止対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

2 学校対策委員会は次に掲げる者を委員として組織する。

(1) 校長，教頭，主幹教諭（教務主任），生徒指導主事，教育相談担当，各学年主任，特別支援CD，養護教諭，SC

(2) その他，校長が必要と認める者

3 委員会の庶務は，生徒指導主事，教育相談担当が処理する。

### (学校対策委員会の所掌事項)

#### 第3条

学校対策委員会は，以下の事項を所掌する。

2 仙台市立宮城野中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく実施計画，マニュアル，チェックリスト等の作成，又は承認

3 いじめの防止等に対策のための各年度の取組の企画・実施，又は承認，実施結果の点検と評価

4 いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認

5 いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査，対応や指導等の方針決定など）

6 その他いじめの防止等に関する重要事項

### 附則

この規約は，平成26年4月1日から施行する。

## 宮城野中学校いじめ調査委員会規約

### (目的)

#### 第1条

この規約は、いじめ防止推進対策法（以下「法」という。）第28条1項に定めるいじめの重大事態が発生し、仙台市教育委員会より学校が主体となった調査を行うよう指示があった場合に設置される宮城野中学いじめ防止等調査委員会（以下「学校いじめ調査委員会」という。）の必要な事項を定めるものとする。

### (学校いじめ調査委員会の設置)

#### 第2条

宮城野中学校において、いじめ防止推進対策法（以下「法」という。）第28条1項に定めるいじめの重大事態が発生し、仙台市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うよう指示があった場合に宮城野中学いじめ防止等調査委員会（以下「学校いじめ調査委員会」という。）を設置する。

2 学校調査委員会は次に掲げる者を委員として組織する。

##### (1) 学校調査委員会委員

校長，教頭，主幹教諭（教務主任），生徒指導主事，教育相談担当，各学年主任，特別支援CD，養護教諭，SC

##### (2) 学校評議員

##### (3) PTA本部役員 若干名

##### (4) 学校医 若干名

3 委員会の庶務は、教頭が処理する。

4 委員の任期は、4月1日から3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

### (学校いじめ調査委員会の所掌事項)

#### 第3条

学校いじめ対策委員会は、以下の事項を所掌する。

2 仙台市教育委員会への報告

3 仙台市教育委員会が主体となって調査を行う場合の調査協力

4 いじめの重大事態が発生した場合、事実関係の把握，対処

5 同種事態発生の未然防止策策定

6 その他，必要な事項

### 附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。